

「在宅医療・介護連携」に関する相談と回答

(令和5年4月～令和6年3月)

番号	相談種別	相談者	相談内容	回答内容
05001	医療との連携	地域包括支援センター	「医療系サービス利用確認票」で診療所の先生の見解をもらおうとしたら、「診療情報提供書」として文書料が必要だと言われた。診療所で「診療情報提供書」と書かれ、丁寧な意見が記入されていた。この様式を使用する場合、文書料は不要ではなかったのか。	「医療系サービス利用確認票」は、ケアマネ協からの提案により、東部地区在宅医療介護連携推進協議会で協議し、令和2年10月開催の協議会で承認されたもので、本様式での確認はコスト不要としている。令和3年2月に東部医師会会員宛に文書を送付している。文書は推進室ホームページでも確認できる。 ※この様式は、医師にサービス提供の必要性の有無とコメント程度を記入してもらうものであり、詳しい意見が必要であれば別の方法によることになる。
05002	地域のこと	訪問看護	地域密着型サービス事業所を開業準備中。運営推進会議を開催する必要がある、構成員として自治会役員や民生委員等、地域住民の代表者が出席しないとけない。このような地域の情報はどこで紹介してもらえるか。	地域包括支援センターは地域との繋がりががあるので、区域の地域包括支援センターにご相談下さい。
05003	訪問診療(往診)	居宅介護支援事業所	往診可能な眼科を教えてください。在宅療養中の利用者が眼鏡を作り替えたいと希望。本人は病院で検査の上作り替えたいと思っているが、身体が不自由で長時間の待合いが耐えられないため往診を希望されている。	利用者の居住地に近い病院2ヶ所に確認。1ヶ所は往診不可。もう1ヶ所は20年前に往診して以来実績がなく、往診したとしても眼鏡のオーダーは難しいとのこと。直接病院に事情を話しご相談いただきたい。
05004	医療との連携	医科(病院)	医療系サービス利用確認票について。主治医の意見の欄に、ケアマネが介護サービスの説明を記載している場合がある。これは記載が必要か、不要か。	主治医の意見の欄は、基本的にケアマネが記載することを想定していないため不要。空白の場合(サービスについての説明が無い)でも確認票の提出は問題ない。